電源開発株式会社

「(仮称) 新さらきとまない風力発電事業環境影響評価準備書」に係る知事意見

令和2年(2020年)7月21日付け 経済産業大臣宛て

本事業は、稚内市において平成13年から運転している「さらきとまないウィンドファーム」(出力14,850kW、9基)の出力の変更を伴わない更新事業であり、約80.1haの対象事業実施区域に、単機出力約4,300kW(全高最大150m、ローター直径最大130m)の風力発電機4基から成る風力発電所を設置する計画となっている。

対象事業実施区域の西側には住居が点在しており、本事業の実施により騒音や風車の影による生活環境への影響が懸念される。また、対象事業実施区域及びその周辺では希少猛禽類等の重要な鳥類の生息やガン類及びハクチョウ類の渡りが確認されているほか、当該区域近傍でオジロワシ及びチュウヒの営巣が確認されるなど、これら鳥類の渡りや繁殖等への著しい影響が懸念される。さらに、対象事業実施区域の大部分は牧草地であるが、当該区域内には、重要な植物種であるホソバツルリンドウが確認されており、本種への影響が懸念される。加えて、対象事業実施区域の周辺には、他事業者が設置又は計画している風力発電事業が複数あることから、これらとの累積的な影響も懸念される。

以上を踏まえ、本事業による環境影響を確実に回避又は低減するため、事業者は次に示す事項について真摯に対応すること。

1 総括的事項

(1) 準備書における環境影響評価の妥当性について

本準備書において事業者は、環境影響評価項目のほぼ全般にわたり、環境影響は実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価している。

しかしながら、2の個別的事項で示すとおり、予測及び評価の科学的根拠が示されていない項目や、環境保全措置の検討が十分とはいえない項目があり、科学的根拠に基づく適切な予測及び評価を行っていない項目については、環境影響を回避又は低減できるとする評価の妥当性が確認できない内容となっており、また、環境保全措置が適切ではない項目については、事業の実施により重大な環境影響が生ずるおそれがある。

このため、複数の専門家等からの科学的知見の聴取を含め、科学的根拠を示した上で予測及び評価を行い、その結果に基づき風車の配置を変更するなど、重大な環境影響を回避又は低減するための適切な環境保全措置を検討すること。また、その過程において、重大な環境影響を回避又は十分低減できない場合若しくは回避又は低減できることを裏付ける科学的根拠を示すことができない場合は、確実に環境影響を回避又は低減できるよう、事業計画の見直しを行うこと。

(2) 累積的影響について

対象事業実施区域の周辺には、他事業者が設置又は計画している風力発電事業が複数あり、本事業との累積的影響が生じるおそれがあるにもかかわらず、事業者は、既設の発電所は距離が離れているため累積的影響が想定されないとし、計画中の発電所については、確定した風車の配置計画等が公表されていないという理由で、累積的影響の予測及び評価が行われていない。

しかしながら、既設の発電所についても一部の環境影響評価項目に係る累積的影響が懸念され、 計画中の発電所については、その多くが環境影響評価準備書又は評価書の手続きを終了しており、 配置計画等が公表されている。

このため、他事業者から必要な情報を入手するなどして、他事業者が設置又は計画している風力発電事業との累積的影響の予測及び評価を実施すること。また、その結果、重大な環境影響が生じると予測された場合は、追加的な環境保全措置を講ずるなどして影響を回避又は十分に低減すること。

(3) 評価書の作成に当たっての留意事項について

評価書の作成に当たっては、予測及び評価の根拠並びに環境保全措置の検討経過を遺漏なく具体的に記載するとともに、一般に分かりやすい図書となるよう努めること。

(4) 関係市との協議

稚内市では「稚内市風力発電施設建設ガイドライン」を定め、建設にあたっての条件等を示していることから、同ガイドラインの遵守に関して、稚内市と十分に協議を行うこと。

(5) 準備書の公開について

本準備書については、縦覧期間は終了しているものの、住民等との相互理解の促進などの観点から、評価書の縦覧期間が終了するまで事業者のホームページに掲載するなど、継続した公開に努めること。

2 個別的事項

(1) 騒音及び超低周波音

ア 建設機械の稼働に伴う騒音について、対象事業実施区域周辺の複数の予測地点において、騒音が8~12dB 増加し、類型指定はなされていないもののA地域の環境基準値を1~5dB上回ると予測されている。このため、工事工程・工法の工夫などの適切な環境保全措置を講ずることにより、影響を回避又は十分に低減すること。

イ 施設の稼動に伴う騒音及び超低周波音について、対象事業実施区域周辺の一部の住居等においては、他事業者が計画している風力発電事業による影響も及ぶおそれがあることから、これらの風力発電事業との累積的影響について予測及び評価を実施すること。

(2) 水質

工事の実施に伴う水の濁りについて環境影響評価項目に選定していないが、環境影響の程度 が極めて小さいとする十分な科学的根拠が認められないことから、評価書においては、選定の 必要性について改めて検討しその経過を記載するとともに、必要に応じ調査、予測及び評価を 行い、適切な環境保全措置を講ずること。

(3) 風車の影

施設の稼動に伴う風車の影について、対象事業実施区域周辺の一部の住居等においては、他事業者が計画している風力発電事業による影響も及ぶおそれがあることから、これらの風力発電事業との累積的影響について予測及び評価を実施すること。また、この結果を踏まえ、影響が回避又は十分低減されるよう、稼働制限などの適切な環境保全措置を講ずること。

(4)動物

ア オジロワシ及びオオワシについて、本事業の既設風車における衝突が発生していないことな

どを理由に、ブレードへの接触が生じる可能性は低いと予測しているが、建替後の年間衝突数の推定結果は、それぞれ合計で最大 0.382 回及び 0.069 回と高い数値であり、これらの種の生息への著しい影響が懸念される。このため、専門家等の意見を聴いた上で影響が回避又は十分低減されるよう風車配置を再検討するなど、適切な環境保全措置を講ずること。

イ 飛翔性動物に係る事後調査については、オジロワシ及びオオワシの年間衝突数の推定結果が高い数値であることを踏まえ、特にこれらの種について精度の高い結果が得られるよう、調査手法を検討すること。なお、死骸の見落としや他の動物の持ち去りによる過小評価を回避するため、専門家からの意見や国が示す技術情報等を踏まえ、安全側に立って十分な頻度で複数年の調査とするとともに、発見死骸数に補正を施すモデル等を採用するなどして、その妥当性を確保すること。

また、調査の結果、重大な影響が確認された場合は、稼働制限を含む追加的な環境保全措置を講ずること。

ウ ブレードが回転することにより出現する球状の衝突危険空域は、宗谷地域に集中する他の風力発電事業と連続することで長大な障壁空間となる。そのことによってもたらされる鳥類のバードストライクの増加や忌避反応による生息地の減少、変更、消失及び飛翔ルートの変更によるエネルギーロスなど、生息環境の変化等を通じて鳥類に累積的な影響が及ぶことが懸念される。

このため、本事業に係る調査結果のみならず、他の風力発電所でのバードストライクの事例 や回避行動などのデータはもとより、宗谷地域における他事業者の風力発電事業に係る環境影響評価の情報や先行事業者が設置する協議会での検討結果を入手した上で、専門家等から助言を得ながらそれらの累積的な影響について、改めて調査、予測及び評価を実施すること。

(5) 植物

重要な植物種であるホソバツルリンドウについて、本準備書では、土地の改変により一部が消失するものの、北海道における本種の生息環境が安定していること等から影響は小さいと予測している。しかし、その十分な科学的根拠が示されておらず、本種への影響が懸念されるため、原則として、これらの生育地を改変区域から除外すること。やむを得ず改変を伴う場合は、専門家等の意見を聴いた上で、代償措置を講ずること。なお、代償措置として移植を行う場合は効果の不確実性が極めて高いことから、種に応じた適切な期間、定着状況の確認等の事後調査を実施すること。

(6) 生熊系

対象事業実施区域では「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」の指定外来種であるフランスギクの生育が、改変区域内に 240 株、改変区域外に 600 株確認されており、本事業の実施に伴う分布域の拡大により、重要な動植物種や生態系への影響が懸念されることから、実効性のある拡散防止策を講ずるとともに、その効果を確認しながら、必要に応じてさらなる対策を実施すること。

(7)景観

ア 本準備書に掲載のフォトモンタージュについては、実際の風車の大きさなどの視覚的印象(見え方)より小さく感じるものがあることから、実際の景観対象の大きさなど視覚的印象を反映したフォトモンタージュを作成の上、改めて予測及び評価を実施すること。

イ 主要な眺望景観の一部には、他事業者が設置又は計画している風力発電事業の風車が介在す

るおそれがあることから、これらの風力発電事業との累積的影響について予測及び評価を実施 すること。

(8) 人と自然との触れ合いの活動の場

工事用資材等の搬出入に伴う主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響について環境 影響評価項目として選定していないが、車両台数が最大となる場合の交通量の変化率が考慮さ れていないなど、環境影響の程度が極めて小さいとする説明が不十分であることから、評価書 においては、選定の必要性について改めて検討しその経過を記載するとともに、必要に応じ調 査、予測及び評価を行い、適切な環境保全措置を講ずること。

(9) 廃棄物等

工事期間中の発生土の仮置きに当たっては、降雨時等に土砂や濁水が流出しないよう、十分な環境保全措置を講ずること。